最終更新日：2024年9月26日

日本システムバンク株式会社
代表取締役社長 野坂信嘉
問合せ先：0776-30-1800
証券コード：5530
https://www.syb.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社グループは、「喜びの種をまこう　幸せの種をまこう」を経営理念として、「ソフトとハードを組み合わせたシステムの提供」及び「24時間365日サービス」を基本姿勢に、「遊休不動産の有効活用」による便利で快適な社会の実現に向け、その一翼を担うことを基本方針としております。

その過程においては、企業価値を高めつつ、株主や取引先、従業員及び地域社会などのステークホルダーの皆様と強い信頼関係を構築することが不可欠であり、その前提条件として、法令や関連法規の遵守、経営の健全性と透明性の確保、及び適時適切な情報開示体制の確保がコーポレート・ガバナンスにおける重要な課題と認識し、その体制確保に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2④、補充原則3-1②　招集通知等開示書類の英訳、議決権行使プラットフォームの活用】

当社は、現在、機関投資家等の持株比率が低いことから、議決権電子行使プラットフォームへの参加や招集通知その他の情報開示の英訳は行っておりません。今後、機関投資家等の持株比率の推移を踏まえ、必要に応じてこれらの実施について検討してまいります。

【補充原則2-2①　行動準則の浸透度合いに関する定期的なレビュー】

当社は、行動準則として社員行動指針を定めており、当該指針が記載された手帳の配布や朝礼での唱和を通して、全従業員への浸透を図っております。

今後は、取締役会において、社員行動指針が広く実践されているかのレビューを行うことについて検討してまいります。

【補充原則4-1③　CEO等の後継者計画】

当社は、現時点において、最高経営責任者である代表取締役の後継者計画は定めておりませんが、経験・能力・人格等の資質を勘案し、その時々の経営状況等に応じて最適と考える人物を選定しております。今後、後継者計画の策定・運用及びその監督を取締役会において適切に行えるよう検討してまいります。

【補充原則4-3③　CEOの解任手続】

当社は、CEOを解任するための手続を定めておりませんが、法令・定款に違反する行為や健康上の理由により職務の継続が困難になった場合等、CEOに解任すべき事情が生じた場合には、取締役会で議論し、決定することとしています。

【補充原則4-8②　経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備】

当社の独立社外取締役において、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携について、支障は生じていないと認識しておりますが、それらをより一層強化するため、今後、筆頭独立社外取締役の選定を含めた体制整備について検討してまいります。

【補充原則4-10①　任意の委員会の設置】

当社は、現状、取締役会における社外役員の役割は有効に機能していると考えているため、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会を設けておりませんが、独立社外取締役の適切な関与・助言を得る方策の一つとして、今後、指名・報酬委員会を設置することも検討してまいります。

【原則4-11、4-11③　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件、取締役会の実効性評価】

取締役は現在7名、うち3名が独立社外取締役であり、豊富なビジネス経験を有する者、担当事業分野に精通している者などを勘案して選任し、知識・経験・能力のバランスを備え、多様性と適正規模を両立した構成となっております。また、監査役は現在3名、財務・会計に関する十分な知見を有している者を2名選任しております。ジェンダーや国際性を含む多様性については今後の検討課題と認識しており、候補者の育成・選定に努めてまいります。

当社の取締役会は、常勤監査役や社外監査役が出席し、また、社外役員も重要な事項に関する検討にあたって適切に関与し、助言しているため、その実効性は確保されていると考えておりますが、よりよい意思決定機関となるための指標となるよう、実効性の分析・評価結果の手法も含めて今後も引き続き検討してまいります。

【補充原則4－1 ② 中期経営計画に関する情報開示】

当社の主力事業であるコインパーキング事業のうち、コインパーキング運営ビジネスの翌年度の業績予想については、売上高、売上原価、駐車場の増加・減少件数等の実績値に、予算策定時に予見される各駐車場の売上等の変動を加味して予算を策定するため、比較的確度の高い予算を策定することが可能です。しかしながら、翌々年度以降の業績予想については、翌年度の新規開設件数の達成度に大きく左右されることから、予算の確度が低下することになるため、翌年度以降の業績予想については開示しておりません。なお、取締役会では、中期的な業績目標を定め、進捗状況のモニタリングを行った上で、適宜見直しを行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4　政策保有株式】

当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築及び強化の観点から、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合には、当該取引先等の株式を取得し保有することが出来るものとしております。

保有株式については、取締役会において上記保有目的に照らし、保有に伴う便益やリスクを総合的に勘案し、その保有の適否を判断しており、いずれの保有も適切であると確認されました。なお、その保有を継続する意義が失われていると判断される株式については、縮減の対象とするなど、保有意義を個別に検証しております。

議決権については、当該企業の長期的な企業価値の向上に資するよう行使することとし、組織再編等により、株主価値が大きく毀損される事態や社会的な不祥事などコーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合には反対票を投じることとしております。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
　当社は、主要株主や役員などの関連当事者との間で取引を行う場合、取締役会規程及び同別表に基づき、取締役会の承認を得ることを定めており、取締役会においては取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件の妥当性について十分に検討しなければならないとしております。
また、関連当事者との間の取引に関しては、取締役会の承認後においても1年毎に取締役会にて取引実績を報告するなどして、その取引の妥当性について検証しております。
【補充原則2-4①　企業の中核人材における多様性の確保】
（多様性の確保についての考え方）
　当社グループは、「喜びの種をまこう　幸せの種をまこう」を経営理念として「遊休不動産の有効活用」により企業価値の向上をめざしており、この理念実現のための人材の育成と社員のチャレンジを促進する企業風土の醸成に注力しております。
　そして、女性や外国人などの属性を区別しない採用を行うなど、人材の多様性の確保や人材の育成に日々取り組んでおります。
（登用等における現状と今後の目標）
　中核人材の登用等における多様性の確保の現状及び今後の目標は以下のとおりです。
・女性の管理職への登用：現在、女性管理職は5名（管理職に占める割合は14.3%）ですが、今後も社内育成等を通じて、能力ある女性を積極的に管理職に登用し、増員することを目指しております。
・外国人の管理職への登用：現在、外国人の管理職は0名（管理職に占める割合は0%）です。当社では国籍にかかわらず能力のある人材を積極的に管理職へ登用しておりますが、外国人の管理職への登用に関しても積極的に検討を進めてまいります。
・中途採用者の管理職への登用：現在、中途採用者の管理職は30名（管理職に占める割合は85.7%）です。現状において、多様性確保の観点から十分な割合が確保されていると考えておりますので、今後の目標は設定していません。
（人材育成方針と社内環境整備方針等）
　多様性確保のための人材育成方針や社内環境整備方針としては、次期管理職研修を含めた社内における研修等についても属性に関係なく分け隔てなく実施することとしており、産休・育休制度や定年後再雇用制度を整備するなど全従業員が働きやすい環境作りを行っております。
【原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
　当社は、基金型・規約型の確定給付年金及び厚生年金基金を制度として導入しておりません。
【原則3-1　情報開示の充実】
(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社グループは、「喜びの種をまこう　幸せの種をまこう」を目的に、「遊休不動産の有効活用」、「24時間365日サービス」及び「ソフトとハードを組み合わせたシステムの提供」を基本姿勢として、企業価値の向上を目指しております。
　なお、中期経営計画の公表については、「【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】【補充原則４－１②中期経営計画に関する情報開示】」に記載のとおりです。
(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
　当社は、「遊休不動産の有効活用」をスローガンに掲げ、遊休地の有効活用を進めることにより、より便利でより快適な社会の実現に向け、その一翼を担うことを基本方針としております。
その過程においては、企業価値を高めつつ、株主や取引先、従業員及び地域社会などのステークホルダーの皆様と強い信頼関係を構築することが不可欠であり、その前提条件として、法令や関連法規の遵守、経営の健全性と透明性の確保、及び適時適切な情報開示体制の確保がコーポレート・ガバナンスにおける重要な課題と認識し、その体制確保に努めております。
(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
（経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針）
　当社の役員報酬等は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定することとしております。
　当社の役員報酬等は固定報酬及び株式報酬で構成されておりますが、会社の業績や経営内容、役員本人の成果・責任の実態などを考慮して、原則として毎年度見直しを行っております。
（経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての手続）
　当社の役員報酬等に関しては、2006年9月3日開催の株主総会において、取締役の年間報酬総額の上限を2億円（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の年間報酬総額の上限を3千万円と決議し、2024年9月26日開催の株主総会において、前述の報酬総額とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のために支給する年間金銭報酬債権の総額の上限を20百万円と決議しております。
　取締役の報酬等に関しては、取締役会において、限度額の範囲内で担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して十分な議論を行ったうえで個別の報酬額を決定します。
　また、個別の報酬額を決定するに際しては、役員規程に定める基準に基づくものとしており、役員報酬の決定手続きの公正性を担保しております。
(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
　当社は、取締役のうち複数名を社外取締役、監査役のうち過半数を社外監査役とし、取締役会の出席役員のうち過半数が社外役員となるように取締役・監査役候補の指名を行っております。
取締役候補者は、当社グループにおける豊富な業務経験を有すること、指導力、決断力、先見性及び企画力に優れていること、取締役としてふさわしい人格及び見識を有すること等を選任基準としております。
　監査役候補者は、経営や財務・会計、リスク管理の知識・経験を有すること等を選任基準としております。
　また、社外取締役には法律に関する高い専門知識を有する者、社外監査役には会計に関する高い専門知識、豊富な経験を有する者をそれぞれ1名以上選任することとして、社外から優秀な人材を積極的に招聘しております。
　取締役及び監査役の候補者は、取締役会において、社外役員の意見を十分に踏まえて審議を行った上で決定することとしております。
　なお、役員として不正または背任行為があった場合は、取締役会は辞任勧告を行うことができるものとしております。
(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
現在の取締役・監査役の個々の選任理由は以下のとおりです。
［取締役］
・野坂信嘉
　当社代表取締役社長として当社の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして、当社取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役として選任しております。
・野坂俊彰
　当社営業部門において要職を歴任するとともに、当社代表取締役営業本部長として当社の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして、当社取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役として選任しております。
・安嶋一
　当社管理部門において要職を歴任するとともに、当社取締役管理本部長として当社の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして、当社取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役として選任しております。
・天谷暢男
　当社営業、管理部門において要職を歴任するとともに、システムパーク株式会及びノルテパーク株式会社の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして、当社取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役として選任しております。

・服部宏和
　弁護士として豊富な経験と専門的な知識を有しており、法令及び会社法務に精通した見地から当社のガバナンス強化をはかるべく社外取締役に選任しております。
・田中保
　経営者としての豊富なキャリアと高い見識を有しており、そうした経験を当社の企業価値の向上に向けた経営の監督に発揮してもらうべく社外取締役に選任しております。
・八木信二郎
　経営者としての豊富なキャリアと高い見識を有しており、そうした経験を当社の企業価値の向上に向けた経営の監督に発揮してもらうべく社外取締役に選任しております。
[監査役]
・庭本邦治
　福井市農業協同組合の要職を歴任するとともに、当社財務部長代理を務めた経験から、その豊富な経験と実績を活かして、当社の経営の監督とチェック機能に十分な役割を果たすことが期待できるため、監査役として選任しております。
・辰巳泰壽
　カネボウ化粧品販売株式会社の経理部門での経験を通じて財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、そうした経験を当社の監査に発揮してもらうべく社外監査役に選任しております。
・竹内直人
　福井県庁の総合政策部門での経験を通じて政策立案に関する相当程度の知見を有しており、現在は京都橘大学経済学部教授として、公共政策及び組織の経済学を研究している。そうした経験を当社の監査に発揮してもらうべく社外監査役に選任しております。
[補充原則3-1-3　サステナビリティについての取組み等]
(1) サステナビリティについての取組み
SDGsの17の目標のうち「7.エネルギーをみんなに そしてクリーンに」「12.つくる責任 つかう責任」「13.気候変動に具体的な対策を」を優先的に取り組むこととしております。この目標に基づいて、「Co2排出量可視化」「IT化、ペーパーレス化」を進めております。
(2) 人的資本や知的財産への投資等
「利用者に選ばれる安心・安全・快適な駐車場づくり」をテーマに推進する『ストレスレス』を実現するため、駐車場内でのトラブル発生時の対応業務及び駐車場機器の定期点検業務の品質向上に取り組んでおります。これらの業務の品質向上のためには、業務を行う社員の電気工事士資格保有率の向上が有効であるとの考えのもと、賃金制度及び教育体制の充実に取り組んでおります。
具体的な取り組み内容として、賃金制度に関しては、電気工事士資格を有する社員に対し、毎月、資格手当を支給することとしております。教育体制に関しては、新卒社員の新入社員研修時に電気工事士の資格取得講座の受講を義務付けております。
また、知的財産については、知的財産戦略委員会を設け、特許や実用新案の取得などを積極的に行っています。
[補充原則4-1①　経営陣への委任]
　当社の取締役会では、法令・定款に定める事項のほか、取締役会規程に定める重要な事項について、決定することとしております。取締役会での決議を要しない事項については、職務権限規程に基づき、経営陣に権限委譲しております。
[原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]
　社外取締役の選任にあたっては、名古屋証券取引所が定める独立役員の資格を充たし、会社法上の要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い識見を重視しております。
[補充原則4-11①　取締役会の構成についての考え方]
　取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方は[原則4-11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]に記載のとおりですが、各取締役が有している知見・経験についてのスキルマトリックスは、「Vその他　2．その他コーポレートガバナンス体制等に関する事項」に記載のとおりです。
[補充原則4-11②　取締役・監査役の兼任状況]
　取締役及び監査役が当社以外の役員等を兼任する場合には、当社取締役及び監査役としての役割・責務を適切に果たすことができる範囲に留めます。
重要な兼任の状況については取締役及び監査役の選任議案に係る株主総会での事業報告及び有価証券報告書において開示してまいります。
[補充原則4-14②　取締役・監査役のトレーニングの方針]
　当社では、新任の役員や社外役員に対して、役員として求められる責務や当社の業務内容について適切に説明を実施しているほか、取締役及び監査役全員を対象として、年1回、会社法等をテーマとした研修を行っております。あわせて、役員として必要な知識の習得やその更新が可能となるよう、外部セミナーへの参加を奨励しており、その費用は会社が負担することとしております。
[原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針]
　当社は、株主・投資家の皆様との建設的な対話が、持続的な成長と企業価値の向上に必要なものであると認識しております。その実現のために、公平で透明性の高い情報開示に努めてまいります。株主・投資家の皆様との対話につきましては、代表取締役とIR担当役員及び総務部が連携し、対応してまいります。また、年2回の決算説明会の開催を予定しております。
当社は、インサイダー情報の管理については、社内規程である「インサイダー情報管理規程」に基づき、情報管理を徹底してインサイダー情報の漏洩防止に努めてまいります。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
野坂　信嘉	268,084	23.44
野坂　俊彰	147,440	12.89
平松　裕将	34,300	3.00
山本　知宏	34,300	3.00
野坂　弦司	33,144	2.90
株式会社　サニカ	21,400	1.87
株式会社　fol	20,000	1.75

林　明代	19,440	1.70
出口　和生	17,620	1.54
永井詳二	17,000	1.49

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 メイン
決算期	6 月
業種	不動産業
直前事業年度末における（連結）従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―

//経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している

社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
服部 宏和	弁護士											
田中 保	他の会社の出身者											
八木 信二郎	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
服部 宏和	○	―	服部 宏和氏は、長年にわたり弁護士として、豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験・見識を当社の経営に反映していただくことが出来ると判断し、社外取締役として選任しております。取締役会においては、法曹界における知識及び経験に基づき、当社の経営につき有益な意見・提言を行うことで貢献しております。 また、名古屋証券取引所の定める独立役員の要件を充足しており、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。
田中 保	○	―	田中 保氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験・見識を当社の経営に反映していただくことが出来ると判断し、社外取締役として選任しております。取締役会においては、経営的見地から当社の経営につき有益な意見・提言を行うことで貢献しております。 また、名古屋証券取引所の定める独立役員の要件を充足しており、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。
八木 信二郎	○	―	八木 信二郎氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験・見識を当社の経営に反映していただくことが出来ると判断し、社外取締役として選任しております。取締役会においては、経営的見地から当社の経営につき有益な意見・提言を行うことで貢献しております。 また、名古屋証券取引所の定める独立役員の要件を充足しており、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人と監査役は、四半期レビュー及び期末監査終了時に定期報告会を実施するとともに、随時意見交換を行っております。
会計監査人と内部監査担当者は、四半期レビュー及び期末監査終了時に財務諸表監査項目について意見交換を行っております。
また内部統制監査項目については、監査日程に合わせて随時意見交換をし内部統制に不備がないか確認を行っております。
監査役と内部監査担当者は、原則として月1回、必要に応じて都度、お互いの監査内容について意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している

社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
辰巳 泰壽	他の会社の出身者													
竹内 直人	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
辰巳 泰壽	○	―	辰巳 泰壽氏は、長年にわたり会社の財務及び会計に携わっており、その経歴を通じて培った財務・会計の専門家としての経験・見識を有していることから、その豊富な経験等を当社の監査体制に反映していただきたく、社外監査役として選任しております。取締役会においては、主に会計や財務に関する手続について意見を行うことで貢献しております。 また、名古屋証券取引所の定める独立役員の要件を充足しており、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。
竹内 直人	○	―	竹内 直人氏は、長年にわたり自治体の運営に携わっており、その経歴を通じて培った自治体運営の専門家としての経験・見識を有していることから、その豊富な経験等を当社の監査体制に反映していただきたく、社外監査役として選任しております。取締役会においては、自治体運営における知識及び経験に基づき、組織運営の見地から当社の経営につき有益な意見を行うことで貢献しております。 また、名古屋証券取引所の定める独立役員の要件を充足しており、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

―

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、取締役（社外取締役を除く。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬支給制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2024年６月期実績
取締役（無報酬の非常勤取締役を除く）６名　117,540千円（うち社外取締役３名　7,800千円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定することとしております。また、当社の役員報酬等は固定報酬のみで構成されておりますが、会社の業績や経営内容、役員本人の成果・責任の実態などを考慮して、原則として毎年度見直しを行っております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役への情報伝達およびその職務の補佐は、管理本部及び総務部が随時行っています。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

・取締役会
当社の取締役会の議長は、代表取締役社長 野坂信嘉が務めております。その他のメンバーは、取締役 野坂俊彰、同 安嶋一、同 天谷暢男、社外取締役 服部宏和、同 田中保、同 八木信二郎の取締役7名（うち社外取締役3名）で構成されております。取締役会は毎月開催され、当社の重要事項に関する決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。また、取締役会、社内会議等あらゆる場面を通じて、社内の情報及び問題意識等の共有を図り、迅速かつ合理的な意思決定を行っております。
・監査役及び監査役会
当社の監査役会は、常勤監査役 庭本邦治、非常勤監査役 辰巳泰壽、同 竹内直人の監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されております。監査役は、監査役会で定めた監査方針及び業務分担に従い、取締役会その他重要な会議等に出席し、必要な意見の表明及び取締役の業務執行状況を監査しております。また、監査役会は毎月開催され、監査役より監査内容の報告を受けております。
・内部監査制度
当社は、内部監査を担当する社長直轄の組織として内部監査室（専任人員2名）を設置し、会社の制度、諸規程の運用状況が適正であるかどうか等について、実地監査の方法により、継続的に監査し、監査結果を内部監査報告書に取り纏め、代表取締役社長に定期的（必要がある場合は随時）報告しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に業務を監査する役割として代表取締役社長直轄の内部監査室を設けて対応しております。これらの機関が相互に連携することによって、経営の健全性及び透明性を維持し、内部統制及びコンプライアンス遵守の徹底を確保できるものと認識しているため、現在の企業統治体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が十分に議決権行使内容を検討できるよう、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は6月決算であり、株主総会は9月開催であるため、6月開催による集中日は回避出来ていると考えておりますが、株主総会開催日については、他社株主総会が集中する日を避け、多数の株主が参加できるよう日程調整に留意し取り組んでまいります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題として認識しております。
招集通知（要約）の英文での提供	今後検討すべき課題として認識しております。
その他	株主総会招集ご通知を当社ホームページに掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページにディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	名古屋証券取引所主催のIRフェア（2024年9月6日及び7日開催）に出展し、説明会を開催しました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2024年は適時、機関投資家向けの1on1ミーティングを実施いたしました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題として認識しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRに関する項目を設け、「IRスケジュール」、「業績・財務ハイライト」「よくある質問」等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部を担当部署とし、取締役管理本部長が管掌しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社員行動指針を作成し、この行動規範を業務遂行の指針として活用し、コンプライアンスの徹底を図っております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、福井市環境推進会議の会員として、環境の保全やより良い環境の創造に向けた取組みに参加しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は事業･財務状況と成果の適時かつ適正な開示を実践しています。具体的には、金融商品取引法に基づく有価証券報告書、四半期報告書の作成、報告に加え、情報開示の正確性･公正性および適時性を確保しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、「内部統制システム整備の基本方針」を定めております。

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 当社グループの取締役･従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、当社は「経営理念」、「経営方針」を制定し、当社グループの取締役･従業員はこれを遵守します。

b. 「取締役会規程」、「就業規則」を始めとする社内規程を制定し、取締役･従業員はこれを遵守し、健全な企業経営を目指し経営理念の実現に向け活動します。

c. 当社管理本部を、当社グループにかかるコンプライアンスの統括部署として、当社グループの取締役･従業員に対する適切な教育研修体制を構築し、道徳を背景とした企業経営を目指します。

d. 当社グループの取締役･従業員の職務執行の適正性を確保するため、当社代表取締役社長直轄の内部監査担当を選任し、「内部監査規程」に基づき、当社グループにかかる内部監査を実施します。また、内部監査担当は必要に応じて監査役、会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施します。

(2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a. 取締役会議事録その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いは、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書または磁気的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。

b. 文書管理部署の管理本部は、当社グループの取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供します。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従い「リスク管理規程」を制定し、当社グループにかかる多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備します。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 定例取締役会を毎月１回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保します。

b. 日常の職務において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担します。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

a. 当社の「経営理念」、「経営方針」を、当社グループ全体で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保します。

b. 子会社の経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に従い、案件に応じて取締役会において決定し、子会社は、定期的に当社に業務執行について報告することとしています。

c. 当社の内部監査室による当社グループ全体にかかる業務監査により、当社グループの業務全般にわたる法令遵守と適正かつ正確化を確保します。

(6) 当社グループの監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

a. 監査役が監査役の業務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、専任又は兼任の使用人を設置することとしております。

b. 当該使用人の人事評価、人事異動等については、監査役会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役会の指示の実効性の確保に努めております。

(7) 当社グループの役職員が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

a. 役職員は、重大な法令･定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告することとしております。

b. 代表取締役社長は、内部通報制度による通報状況を監査役へ報告しております。

c. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、その他の重要会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて役職員に説明を求めること及び必要な書類の閲覧を行うことができることとしております。

d. 監査役への報告を行った役職員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 監査役は、代表取締役社長、取締役、内部監査担当者及び会計監査人と定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。

b. 監査役がその職務の執行について、必要な費用の支払い又は前払い等の請求をしたときは、担当部署にて精査の上、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

(9) 反社会的勢力排除のための体制

a. 当社は、「反社会的勢力対応ガイドライン」を制定し、全社的な反社会的勢力排除の基本方針及び反社会的勢力への対応を定めており、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応することとしております。

b. 当社は、反社会的勢力との一切の関係を持ちません。不当要求等の介入に対しては、速やかに関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応し、利益供与は絶対に行いません。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本方針
当社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しません。
(2) 整備状況
a. 新規取引においてはすべての取引先について、反社会的勢力であるか否かチェックを行っています。
b. 既存取引先についても同様な方法で毎年1回再チェックを行っています。
c. 取引先との契約書には反社条項を盛り込み、反社であることが判明した際には直ちに解約可能とし、既存の契約についても更新時等に可能な限り、反社条項を盛り込んでいます。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を並びに各取締役が有している知見・経験についてのスキルマトリックスを参考資料として添付しております。

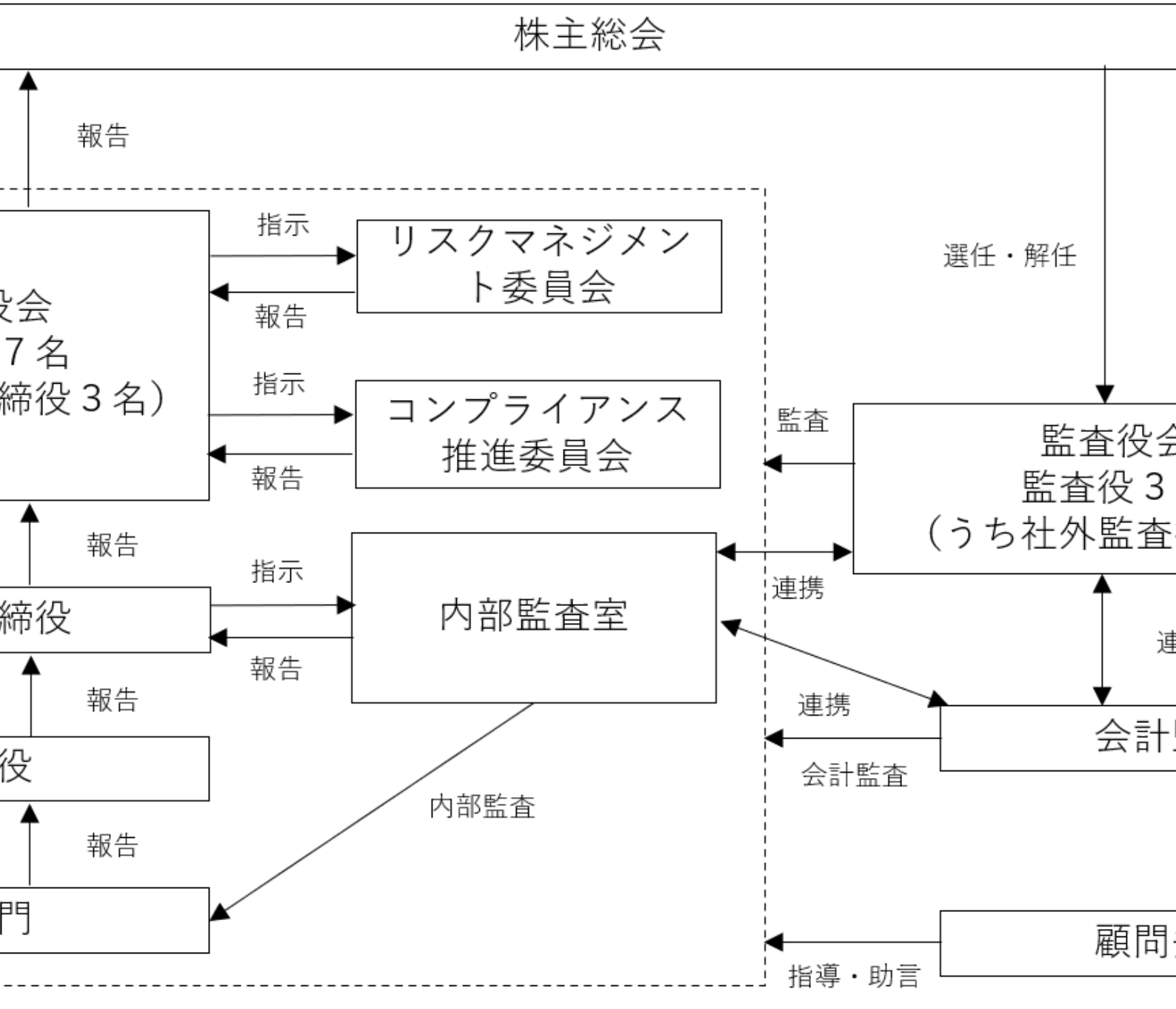
株主総会
報告
指示
リスクマネジメント委員会
報告
指示
コンプライアンス推進委員会
報告
報告
指示
内部監査室
報告
報告
報告
内部監査
選任・解任
監査
監査役会
連携
連携
会計監査
顧問
指導・助言

【適時開示手続きに関するフロー】
(a) 決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー

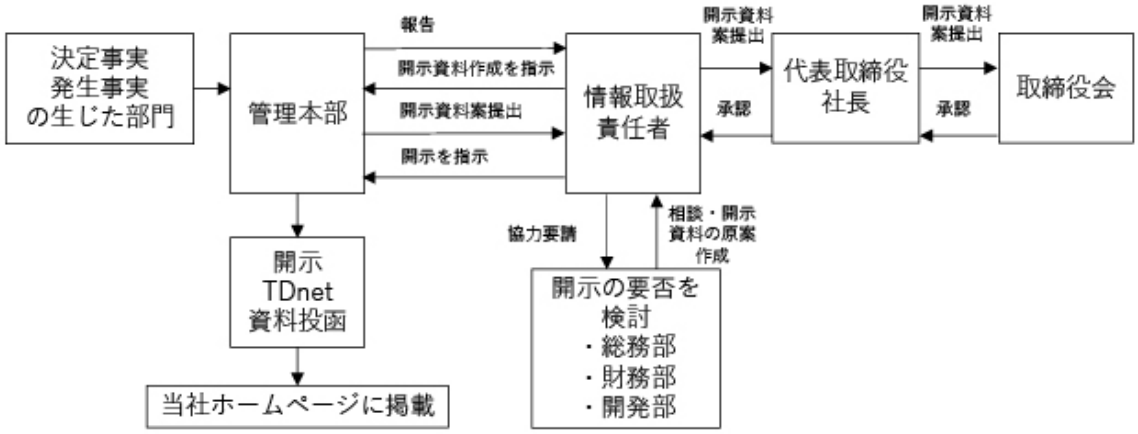

(b) 決算に関する情報の適時開示業務フロー

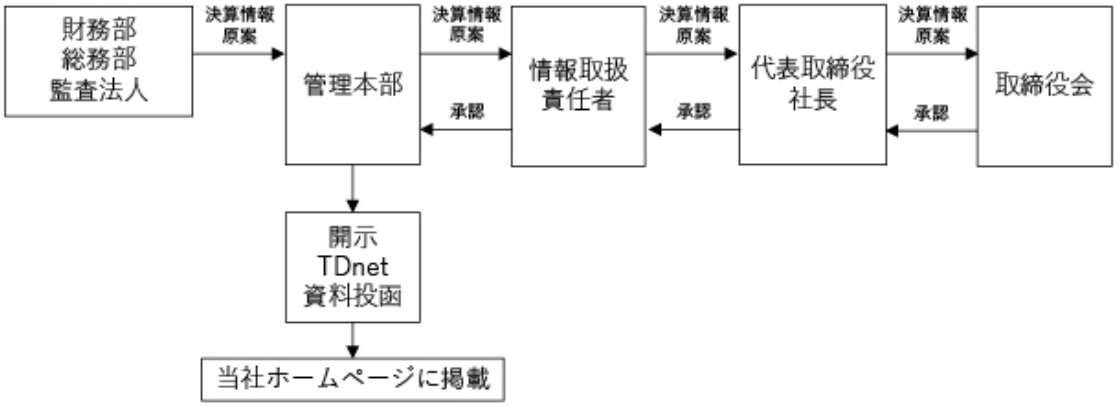

【スキルマトリックス】

スキルマトリックス及びスキルの定義

当社グループを牽引するために必要なスキルは、以下の6つです。

なお、以下の一覧表は、各取締役が主に保有しているスキル（知見・経験）を「●」で表しております。

当社における地位	氏　名	企業経営	営　業 マーケティング	財　務 会　計	コンプライアンス リスクマネジメント	人　事 人材開発 労　務	ESG サスティナビリティ
代表取締役社長	野坂　信嘉	●	●				●
代表取締役専務	野坂　俊彰	●	●				
取締役	安嶋　一			●	●	●	
取締役	天谷　暢男	●	●		●	●	
取締役（社外）	服部　宏和				●		
取締役（社外）	田中　保	●	●				●
取締役（社外）	八木　信二郎	●	●				●

スキルの定義

企業経営	当社または他社において社長の経験がある者または経営戦略の作成に必要な知見・経験を有する者
営業・マーケティング	当社または他社において事業の営業・マーケティングに関する知見・経験を有する者
財務・会計	当社または他社において経理・財務部門等に所属したことがあり、財務・会計の知見・経験を有する者
コンプライアンス・リスクマネジメント	当社または他社において役員の経験があり、法律・リスクマネジメントの知見・経験を有する者
人事・人材開発・労務	当社または他社において管理本部に所属したことがあり、総務・人事の知見・経験を有する者
ESG・サスティナビリティ	事業活動を通じた環境・社会課題等に関する知見・経験を有する者